

第1回さいたま市犯罪被害者等支援条例(仮称)制定懇話会

次 第

日 時：令和2年7月3日（金）

午後3時から

場 所：さいたま市役所

2階特別会議室

1 開 会

2 あいさつ（市民生活部長）

3 委員及び出席者の紹介

4 議 題

（1）座長及び座長職務代理の選任について

（2）犯罪被害者等支援に関する状況について

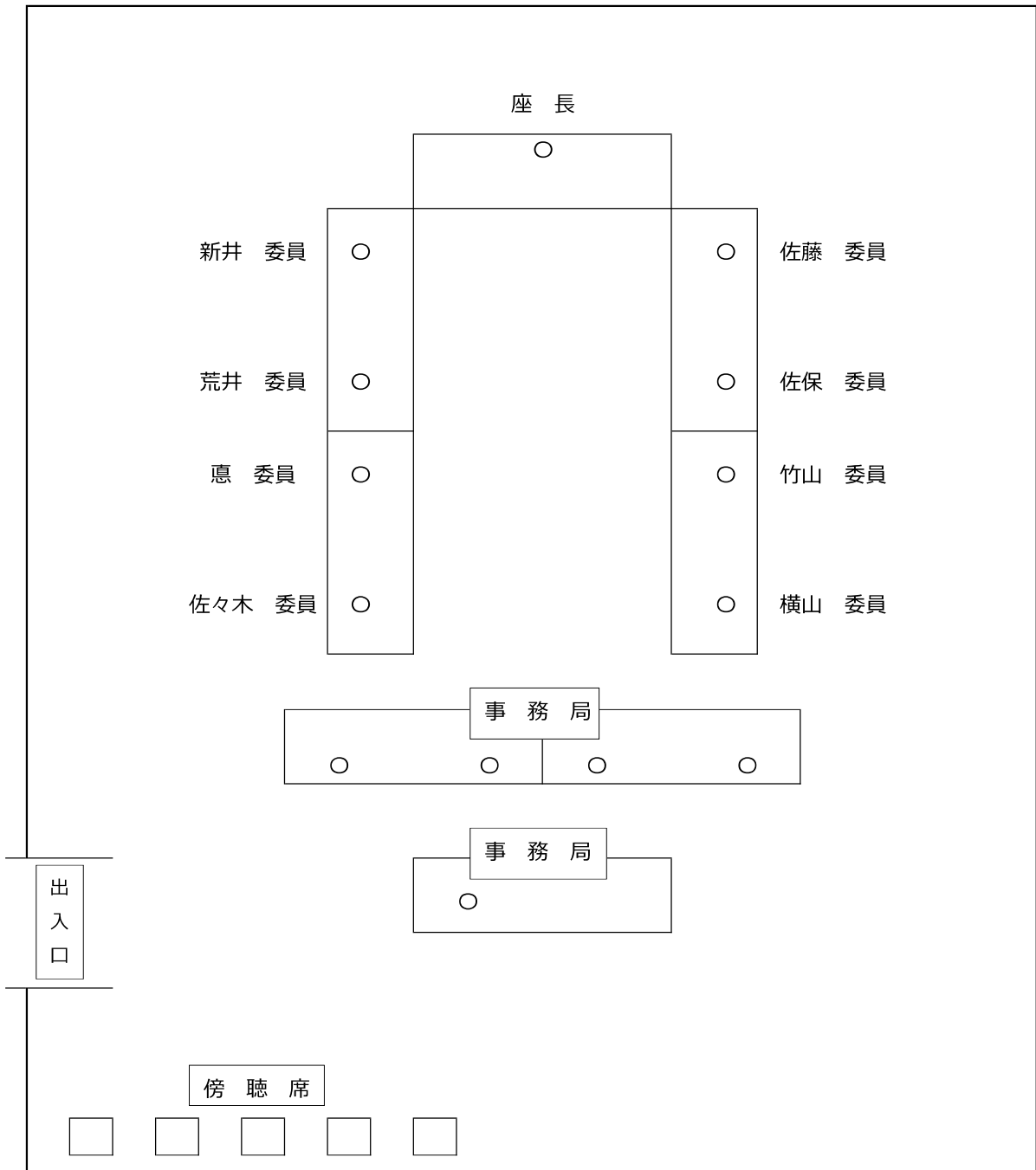
（3）さいたま市犯罪被害者等支援条例（仮称）の制定について

5 そ の 他

6 閉 会

第1回さいたま市犯罪被害者等支援条例（仮称）制定懇話会 席次

令和2年7月3日（金）15時～17時 さいたま市役所 2階特別会議室



さいたま市犯罪被害者等支援条例（仮称）制定懇話会委員名簿

	委員名（五十音順）※敬称略	所属
1	アライ キク ハル 新井 貴久治	犯罪被害者支援アドバイザー
2	アライ ジュンコ 荒井 純子	埼玉県 防犯・交通安全課
3	イサオ トモヒコ 恵 智彦	医療法人社団智生会 イサオ クリニック
4	ササキ 佐々木 まい	埼玉県警察本部 警務部警務課犯罪被害者支援室
5	サトウ サクコ 佐藤 咲子	犯罪被害者支援アドバイザー
6	サホ ユリナ 佐保 友里奈	法務省 さいたま保護観察所
7	タケヤマ リツコ 竹山 律子	公益社団法人 埼玉犯罪被害者援助センター
8	ヨコヤマ カスミ 横山 佳純	埼玉弁護士会

「さいたま市犯罪被害者等支援条例（仮称）」制定懇話会設置要綱

（設置）

第1条 「さいたま市犯罪被害者等支援条例（仮称）」（以下「条例」という。）を制定するにあたり、犯罪被害者等の支援に係る専門的な意見を聴取するため、さいたま市犯罪被害者等支援条例（仮称）制定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 懇話会は、条例の制定に関する事項について意見交換を行うものとする。

（組織等）

第3条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）関係機関職員
- （3）関係団体の構成員
- （4）前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱された日から条例が制定される日までとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

（座長）

第5条 懇話会に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。
- 4 座長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に懇話会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 懇話会の庶務は、市民局市民生活部市民生活安全課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月20日から施行し、条例の制定をもって廃止する。

令和2年度 第1回さいたま市犯罪被害者等支援条例（仮称）

制定懇話会 配布資料一覧

- ・ 資料1 犯罪被害者等支援に関する状況について
- ・ 資料2 さいたま市犯罪被害者等支援条例（素案）の骨子
- ・ 資料3 さいたま市犯罪被害者等支援条例（骨子）に基づく支援について
- ・ 資料4 政令市における犯罪被害者等支援条例の制定状況について
- ・ 資料5 政令市における犯罪被害者等支援内容
- ・ 資料6 意見一覧

犯罪被害者等支援に関する状況について

【参考】他自治体の条例制定の状況

1 埼玉県内の状況

- (1) 埼玉県 「埼玉県犯罪被害者等支援条例（平成 30 年 3 月 30 日）」
- (2) 県下自治体 7 市 4 町（蕨市以外は犯罪被害者等に特化した条例）
（熊谷市、川口市、東松山市、春日部市、蕨市、戸田市、久喜市）
（三芳町、嵐山町、川島町、吉見町）

地方公共団体	自治体数	条例制定 (うち特化条例)	割合 (%)
都道府県	47	37 (21)	78.7 (44.7)
政令指定都市	20	12 (7)	60.0 (35.0)
市区町村	1721	558	32.4
合計	1788	607	33.9

さいたま市犯罪被害者等支援条例（仮称）制定までの流れ

日 程	内 容
7月3日（金）	第1回さいたま市犯罪被害者等支援条例（仮称）制定懇話会
8月7日（金）（予定）	第2回さいたま市犯罪被害者等支援条例（仮称）制定懇話会
8月中旬～	庁内検討会議の実施
10月～（予定）	パブリックコメントの実施
令和3年 2月上旬（予定）	パブリックコメントの結果公表、議案の上程
3月下旬	議案議決
4月1日（木）	さいたま市犯罪被害者等支援条例（仮称）施行

さいたま市犯罪被害者等支援条例（素案）の骨子

- (1) 目的 犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の支援のための基本となる事項を定め、犯罪被害者等の権利利益の保護と被害の軽減及び回復を図り、市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とします。
- (2) 基本理念 ○犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられるよう、配慮して行わなければならない。
○犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行います。
○犯罪被害者等の支援は、平穏な生活を再び営むことができるよう必要な支援を途切れることなく受けることができるようにします。
○犯罪被害者等の支援は、市・市民・事業者や関係機関が相互に連携・協力を行います。
- (3) 定義 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいいます。
犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族で、市内に住所を有する者をいいます。
市民等 市内に住所を有する者、勤務する者、在学する者及び市内で活動を行う団体をいいます。
関係機関等 国、埼玉県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共団体及び民間の団体その他犯罪被害者等の支援に関係する者をいいます。
事業者等 市内で事業活動を行う事業者、及び犯罪被害者等を雇用する者等をいいます。
二次被害 犯罪等による直接的な被害以外の犯罪被害者等が被る経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等をいいます。
- (4) 市の責務 市は関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等のための施策を策定し、実施します。また、その施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、協力するものとします。
- 市民等の責務 市民等は、犯罪被害者等の置かれている状況及び支援の必要性等についての理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように努めるものとします。また、市が実施す

る犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとします。

事業者等の責務

事業者等は、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について、理解を深め、犯罪被害者等の就労及び勤務、また、事件後に必要な各種手続等について十分配慮するよう努めるものとします。

(5) 条例に基づく各種支援策

さいたま市では犯罪被害者等支援のため、次のような支援を行います。

①相談及び情報の提供等

犯罪等により被害に遭い、直面している様々な問題について相談に応じ、関係機関等と連携して、必要な情報の提供や助言を行います。

②日常生活支援

- ・日常生活を営むことが困難となった犯罪被害者等に対し、家事等の支援や見舞金の支給等を行います。
- ・犯罪等により受けた精神的被害から回復できるよう、保険対象外の医療支援を行うとともに、保健福祉に関する情報提供など必要な支援を行います。
- ・犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者に対し、市営住宅への優先入居など必要な支援を行います。
- ・犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が置かれている状況について、事業者の理解を深めるなど、必要な支援を行います。

③人材の育成を行います。

- ・犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言その他の犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するため、研修など必要な施策を行います。

④市民等及び事業者への啓発活動を行います。

- ・犯罪被害者等が置かれている状況、二次被害の防止及び犯罪被害者等支援の必要性について、市民等及び事業者の理解を深めるため、広報、啓発その他必要な施策を行います。

(6) 意見の反映

さいたま市が実施する犯罪被害者等支援施策について、犯罪被害者等や有識者などからの意見を把握し、反映させるよう努めます。

(7) その他

犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でない場合、支援を行わないことができることを定めます。

さいたま市犯罪被害者等支援条例(骨子)に基づく支援について

さいたま市犯罪被害者等支援条例(骨子案)の施行にあたり、次のような支援案を予定しています。

① 相談及び情報の提供等

総合的対応窓口で専門の相談員(社会福祉士など)を配置し、犯罪被害者等に対する支援を充実させます。

- ・犯罪被害者等からの相談対応(電話・メール・ファックス・面談・訪問等)
- ・犯罪被害者等支援に関する庁内各課及び庁外関係機関等との連絡調整
- ・犯罪被害による区役所等への手続き、関係機関における相談等への付添い・同行
- ・犯罪被害者等支援条例(仮称)に基づく、申請受付
- ・その他必要な支援

② 日常生活支援

- ・犯罪被害者等が日常生活を営むために必要となる家事や介護等に係るホームヘルプ費用を助成します。
- ・犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図る目的として見舞金を支給します。
- ・犯罪被害者等が精神的被害から回復できるように、カウンセリングなどの保険対象外の医療を支援するとともに、保健福祉に関する情報提供など必要な支援を行います
- ・犯罪被害により住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、一時的に避難が必要な方の住居や新たな住居に転居するための費用などを助成します。また、市営住宅の入居を希望する方には優先的に入居できるよう措置します。

③ 人材の育成を行います。

- ・本市職員に対する研修を充実させるとともに、それぞれの地域で相談等に応じている民生委員等を対象とした専門的な研修を実施します。

④ 市民等及び事業者への啓発活動を行います。

- ・犯罪被害者等が置かれている状況や抱えている問題を把握するとともに二次被害の防止等についての理解を深めるため、市民等及び事業者が参加できるセミナーなどの開催を通して、事業の周知・啓発を行います。

政令市における犯罪被害者等支援条例の制定状況

資料 4

大阪市犯罪被害者等支援条例	横浜市犯罪被害者等支援条例	名古屋市犯罪被害者等支援条例	神戸市犯罪被害者等支援条例
第1条 目的	第1条 目的	第1条 目的	第1条 目的
第2条 定義	第2条 定義	第2条 定義	第2条 定義
第3条 基本理念	第3条 基本理念	第3条 基本理念	第3条 基本理念
第4条 本市の責務	第4条 市の責務	第4条 市の責務	第4条 市の責務及び支援
第5条 市民の責務	第5条 市民等の責務	第5条 市民の責務	第5条 市民の責務
第6条 事業者の責務	第6条 事業者の責務	第6条 事業者の責務	第6条 事業者の責務
第8条 相談及び情報の提供等 (2) 窓口及び職員配置	第7条 総合支援窓口の設置	第7条 相談及び情報の提供等 (2) 窓口及び職員配置	第7条 相談及び情報の提供等 (2) 窓口の設置
第7条 被害発生初期段階における 支援 ※一部のみ 第8条 相談及び情報の提供等 (1) 情報の提供及び助言	第8条 相談、情報の提供等	第7条 相談及び情報の提供等 (1) 情報の提供及び助言	第7条 相談及び情報の提供等 (1) 窓口の設置
第7条 被害発生初期段階における 支援 第9条 見舞金の支給及び日常生活の 支援 (1) 見舞金の支給 (2) 家事に係る支援 第10条 心理的外傷からの回復に向け た支援 第11条 居住の安定に向けた支援 第12条 雇用の安定に向けた施策	第9条 日常生活等の支援 (1) 家事 (2) 転居費用 (3) 経済的負担の軽減 (4) 精神的被害 (5) 雇用の安定	第8条 経済的負担の軽減等 第9条 精神的被害からの回 復に向けた支援	第4条 市の責務及び支援 (1) 経済的負担の軽減 (2) 住居の提供 (3) 学習の支援 (4) 雇用の安定 第8条 精神的被害からの回復 に向けた支援
—	第10条 市内に住所を有しない 犯罪等による被害者へ の支援	—	—
—	第11条 総合的支援体制の整備	—	—
第14条 人材の育成	第12条 人材の育成	第11条 人材の育成	—
第15条 民間支援団体への支援	第13条 民間支援団体への支援	—	第9条 民間支援団体等に対す る支援
第13条 市民及び事業者の理解の増進	第14条 市民等への啓発活動等	第10条 広報及び啓発	第10条 広報及び啓発
第17条 支援の制限	第15条 支援を行わないことが できる場合	第13条 支援を行わないことが できる場合	第11条 犯罪被害者等の支援を 行わない場合
—	第16条 委任	第14条 委任	—
第16条 意見の反映	—	第12条 意見の反映	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
第18条 施行の細目	—	—	—
—	—	—	—

政令市における犯罪被害者等支援内容

資料 5

	さいたま市 (案)		大塚市		横浜市		名古屋市		神戸市	
	金額	備考	金額	備考	金額	備考	金額	備考	金額	備考
見舞金・支援金	【遺族】300,000円 【重傷病】100,000円 【性被害】100,000円	-	【遺族】300,000円 【重傷病】100,000円 【性被害】50,000円	-	【見舞金】 ・1,500,000円 【支援金】 ・死亡 300,000円 ・重傷病100,000円	【見舞金】 債務不履行の場合 【支援金】 一事件につき支給	【遺族】500,000円 【重傷病】150,000円	-		
カウンセリング料	5,000円	一事件につき 24回まで	-	委託事業	(概要に金額表記なし)	2分の1まで	-	-		
差額ベッド代	-	-	-	-	-	-	-	-		
転居費用	200,000円	一事件につき	200,000円	年2回	-	-	180,000円	-	一事件2回	
家賃補助	-	-	-	-	-	-	30,000円	-	2分の1 一事件につき1回	
住宅復旧、防犯対策	-	-	-	-	-	-	300,000円	-	2分の1 1件	
一時避難費	-	-	-	-	-	-	一泊 7,000円	-	最大7泊	
ホームヘルプ費 家事援助費	-	委託事業	一時間あたり 4,000円	9割・生保対象等は10 割 72時間	(概要に金額表記なし)	市が契約した業者 一事件につき合計78時 間以内	一時間 3,000円	実質の2分の1まで 25時間まで		
配食サービス	-	委託事業	-	-	-	市で契約した業者を 案内	1,000円	1人あたり 1日単位で30日限度		
一時保育費用	一回 3,000円	一事件につき 10回まで	一回 2,500円	9割・生保対象等は10 割 10回まで	-	-	一回 3,000円	一事件、実質の2分の1 5日以内まで		
教育関係費	-	-	-	-	-	-	50,000円	2分の1 子一人あたり		
就労準備金	-	-	-	-	-	-	100,000円	2分の1 1人あたり		
裁判手続に係る交通費	-	-	-	-	-	-	100,000円	一事件あたり		

意見 一 覧

	分類	意見
1	骨子-(3) 定義	<p>いわゆる「二次被害」により支援が必要となる場合があることから、県条例や他政令市と同様に、(3)定義に定めてはいかがか</p> <p>特に性犯罪では未遂でも心に傷を負うため、横浜市にあるような未遂罪を入れる必要がある。</p> <p>特に未成年の子供が被害に遭った場合など、同居する家族や同居する遺族が様々な対応をしなければならいため、対象者に同居を入れるべき。</p> <p>犯罪被害者等について～犯罪等により害を被った者、その家族又は遺族で、市内に住所を有する者といいますがと定義されていますが、被害の現場に偶然居合わせたもの、犯罪被害を目撃したものなど家族や遺族の方以外の人でも、極度の精神的ショックを受け後遺症に悩まされている方が結構おります。当然支援して然るべき人たちが限定的な表現になると支援の対象として認められなくなってしまいます。 Ex～横浜カリタス小学校殺傷事件の現場にいた小学生や死亡交通事故現場で居合わせ、事件・事故を目撃した人などがこれに当たります。 当事者、その家族、遺族などのほか、犯罪等に偶然密接に関わってしまったことによって大きな影響を受けた第三者など幅広く捉えるべきである。 犯罪被害者等について、被害者、家族、遺族で市内に住居を有する者をいいますがと限定していますが、さいたま市内で事件、事故にあった者が市外や県外に居住している場合は、支援対象外と解釈されます。 人の交流が広域で物流の移動が激しい時代に狭義な規定となり現状に合わないのではないか。国籍を問わず市内で被害に遭った方、県外や国外で被告に遭った市内に住居を有する者として規定すべきものと思いません。</p> <p>周辺地域から通勤・通学している方が多いというさいたま市の特性を踏まえ、市内に住居を有しない者が市内において犯罪被害にあった場合に、在住市と協力・情報提供等を行う条項を置いてはいかがか。(参考：横浜市第10条)</p>
2	骨子-(4) 事業者等の 責務	<p>事業者等の責務について 「事件後に必要な各種手続き等について十分配慮をするよう」の部分に、「その被害に係わる刑事等に関する手続きに適切に関与することができるよう」との内容を明記していただきたい。 【理由】 被害者及びそのご遺族は、刑事手続に参加する際に、そのために休みを取ることで会社から嫌な顔をされなにか非常に気にしている。事業者等の責務の中に明記することで、被害者及びそのご遺族は、安心して刑事手続に関与するために休みを取ることができる。</p> <p>介護休業請求制度の利用などを円滑に進められるようにするため書類の発行等はできないのか。</p>

意見一覧

	分類	意見
3	骨子-(5) ①	<p>相談及び情報の提供等 専門の相談員（社会福祉士など）は新たに、専門職として採用する意向と理解してよいか。（2021年4月1日施行に間に合うように、採用の手続を進める前提と理解して良いか。）</p> <p>【理由】 総合的対応窓口には、常時、犯罪被害者等に精通した専門職の方がいることが重要であるため</p> <hr/> <p>サービスの重複や優先順位など被害の相談を受けた場合窓口の人がそこをきちんと説明し、被害者にマイナスにならないように情報を提供できるようにする。</p>
4	骨子-(5) ②	<p>経済的支援について 被害者が、犯罪被害により生活が困窮した場合、税金の支払いについて分納を認めるなど、見舞金の支給以外にも、「経済的負担の軽減を図るための必要な支援」を盛り込んでいただきたい。</p> <p>【理由】 犯罪被害に遭い、収入が激減し、固定資産税の支払いが困難になり、分納していたものの、市より一括での支払いを求められ、自宅を差し押さえられ、結局、自宅を手放さなければならなかったケースがある。</p> <hr/> <p>その他各種支援策として～民間支援団体との協力及び財政的支援について条文中で規定していただきたい。 警察へ事件化したものや未届け或いは諸事情で事件化を望まない被害者の方など、現実問題としてさいたま市内居住者からの相談、支援の占める割合は高く、センターの業務の中心的な位置付けとなっています。 犯罪被害者支援は専門性が高くこれに従事する相談員の育成は、国の規則で定める研修時間を修了するために3年間を要します。それだけ時間と経費を要していると言えます。</p> <p>また、面接・相談から各種支援活動、刑事手続き、裁判と一連の流れとともに日常生活を取り戻すためには、精神的な回復をも含め、裁判後も長い時間を要します。まさに事件は解決しても被害は回復しないと言われる所以です。当センターは全国的な支援対策の必要性を踏まえて設立された団体です。是非とも、さいたま市として又、地域社会として支援活動を支えていただくためにも財政的な支援を含めた規定を盛り込んで戴きたい。</p> <hr/> <p>その他の支援策の2として～SNS社会を背景とした未成年者の性被害が増加傾向にあります。潜在的な被害を含めると相当数に上ると危惧しています。都内への利便性など地理的条件からさいたま市の特色を支援条例に活かす必要があります。</p> <p>未成年者の性被害防止の啓発、教育的措置を盛り込んだ支援施策規定を盛り込むべきものであると思います。（被害の認識不足、羞恥心や自責の念から殻に閉じこもる傾向、声を上げる必要性、支援を受ける重要性等々）</p> <p>やはり、社会の様々な誘惑から小、中、高校生を守るためには、これらの年代を対象とした被害防止教育、啓発活動、児童心理に配慮した支援策の必要性は高く重要と思います。</p>
5	骨子-(5) ④	<p>雇用の安定のための具体的な支援が必要と思われる。</p>

意見一覧

	分類	意見
6	骨子-(7)	<p>意見の反映について 2年に1度などの見直しの時期を定めることを求めます。</p> <p>【理由】 時期を決めておかなければ、実際に、犯罪被害者等や有識者などからの意見を把握しないままになる可能性がある。</p> <p>今回は、特定のケースにかかわりがある機関のみの照会となっていますが、個別のケースに対する意見と、市としての犯罪被害者支援全体に対する意見とは必ずしも違う面があると思います。直接的な犯罪被害者支援でなくとも近い意見のある方に、様々な形で相談支援を行っている庁内の機関はたくさんあると思いますので広く庁内の意見を聞いていただけるとよろしいのかと思います。</p>
7	骨子全般	<p>この度の対応条例（素案）を踏まえた上で、何らかの理由によって、極めて生活や家計が困難な状態にある被害者及びその家族に対する特段の条項を設けることはできないのでしょうか</p> <p>条例施行前に被害に遭った方に対する支援についてどのように考えているか。</p> <p>現在や過去に被害に遭った方は、条例が施行されても支援を受けることができないが、少しの期間でも面倒を見ることについて、どういう問題があるのかを説明してほしい。 また、長期に渡って苦しんでいる多くの方が支援を受けられず埋もれてしまうため、さいたま市の積み上げてきたデータをきちんと出して説明してほしい。</p> <p>この「条例（素案）の骨子」及び「骨子案に基づく支援」と埼玉県犯罪被害者等支援条例との区別扱いは、その関連性はどのようになっているのでしょうか。</p> <p>PTSDは、エビデンスのある治療法がいくつか存在しています。 それらの治療実績がある病院の情報を必要な人に公開できる体制が準備されていると良いのではないかと思います。</p>
8	支援-①	<p>「申請受付」という部分。どのような場合が申請できるのか。 ※犯罪被害について、未遂も含むようにしてほしい（横浜は含んでいる）。性被害の場合、未遂も同様にこのころの被害はうけている。どのような場合に受けられるのか、枠組みを提示することが必要。</p> <p>市の総合的対応窓口で相談員（社会福祉士）を配置し、犯罪被害者等に対する支援を充実させるとありますが、生活保護や障害者福祉や健康福祉部門、その他の権利義務関係部門とのコーディネートできる人材を求めたいと思いますが、現実問題として、支援を賄っていくためには、ある程度のスタッフを要しますし、それなりの時間と労力を必要とします。 委託業務としての位置づけで、その分の人的雇用の財産負担を担っていただければ費用VS効果の面でよりベターと考えます。</p> <p>犯罪被害者支援の条例策定にあたり、当事者の意見を反映させていただきたいと思います。例えば、何度も同じ話をしないで済むように、ワンストップで状況を把握し、必要な支援につながるができるような支援の仕組みや、担当支援者が相談支援する過程で当事者に二次的な精神的被害を与えてしまうことがないよう、適切な配慮ができるような人材の育成など、当事者の思いや、希望をできる限り吸い上げていただきたいと思います。</p>

意見一覧

	分類	意見
		<p>市営住宅に入るとなったときに、市営住宅の申請の規則（税金が延滞していると入れない等）が優先されるのか、条例で「市営住宅の優先的な入居」となったときにそちらが優先されるのか。</p>
		<p>日常生活支援について</p> <p>従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し市営住宅の優先入居など必要な支援を行うとあり支援策の一つとして良い施策と思います。</p> <p>ただ、DV、ストーカー、性犯罪等の被害者で緊急避難的に宿泊場所を必要とされる方も多数に上ります。警察の一時宿泊も原則は1泊の支援を行っているが、やはり市営住宅に優先的に入居するにも5日間くらいは必要とするため、緊急避難を直ちに必要とされる方を対象とした一時避難場所の提供又は宿泊費などの支援対策も設けるべきものと思います。</p>
		<p>新たな住居に転居するための費用について、一時的な避難先も準備してもらいたい。（被害を受けて、引っ越しまでの間。被害現場が自宅や自宅付近だった場合は、一刻も早くその場を離れないといけないため）</p>
		<p>就労が途絶えてしまう場合も考えると、家賃の保障などがあればよいのではないかと。</p>
		<p>犯罪被害者の心のケアにかかる費用について、生活保護では医師による診療以外のカウンセリングは医療扶助対象外となっており、希望する場合の費用は自己負担となっています。これについて生活保護業務の観点から、生活保護受給中の犯罪被害者がカウンセリングを希望する際の費用をさいたま市条例による生活保護法外援護の対象に追加することを検討してはどうかと考えます。</p>
9	支援-②	<p>子供が犯罪被害にあった場合など、犯罪被害者にとっては病院への通院や子供の通学の送迎などで使用する自動車は、昼夜時間を問わず使用する大変重要なものです。</p> <p>生活保護の場合、車の保有が認められても、ガソリン代や保険など、車の維持管理に必要な費用は支給されません。</p> <p>犯罪被害者にとって通院等で常に使用する車は大変重要なものなので、犯罪被害者支援として車の維持管理に係る費用を支給することはできないのか。</p> <p>また、新型コロナウイルスの影響で生活保護受給者となってしまった方の車の保有について緩和する措置が行われていますが、犯罪被害の影響で、生活保護受給者になった方への救済策として車の維持管理に必要な費用を支給することはできないのか。</p>
		<p>犯罪被害が起きてから何年以内に申請しないといけないということがあるのかどうか。（PTSDの発症については、犯罪被害があったときから年数がたつて発症する場合もあるので、考慮してほしい）</p>
		<p>PTSDの治療は長期に及ぶものです。支援（医療支援を含む）は、期間をどのように設定するのか、という点の指針に言及して欲しいと思いました。</p>
		<p>見舞金だけでなく、「生活資金の給付」が必要。</p>
		<p>税金支払いの停止や延期ができるような仕組みの導入。</p>
		<p>成人だけでなく、児童が被害にあった場合の対応について。</p>
		<p>金額や回数を提示してもらい、根拠を示してもらいたい。</p>